

議案第65号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画

ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

(2)～(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号イ（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務

(2)～(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあ

にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
略			
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	略	
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	略	
略			

備考 略

つては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
略			
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	略	
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	略	
略			

備考 略

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。